

# 下水道河川局庁舎排水槽等点検清掃業務 仕様書

## 1 業務名

下水道河川局庁舎排水槽等点検清掃業務

## 2 業務の目的

庁舎の污水及び排水設備の機能保全、並びにこれらの設備における衛生環境の確保を図るために行う。

## 3 履行場所

札幌市下水道河川局庁舎（札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号）

## 4 履行期間

令和4年4月1日から令和4年12月28日まで

ただし、実際の作業は次のとおり、第1期と第2期に分けて行う。

（作業期間）

第1期：5月

第2期：10月下旬から11月中旬までの間

※作業は原則として土曜日、日曜日及び祝日等の下水道河川局庁舎の休庁日に行うこととし、あらかじめ業務担当者の了承を得るものとする。

## 5 受託者に求められる資格

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項において、その許可を得ているものとする。

## 6 業務の内容

### (1) 排水槽等の清掃点検

下表の設備の点検清掃を行う。

設備名称	数量	規格	第1期の清掃	第2期の清掃	年間清掃回数
雑排水槽	1基	6 m <sup>3</sup>	○	○	2回
汚水槽	1基	10 m <sup>3</sup>	○	○	2回
雨水槽	1基	6 m <sup>3</sup>	○	○	2回
駐車場排水槽	1基	6 m <sup>3</sup>	○	○	2回
湧水槽	1基	6 m <sup>3</sup>	○	○	2回
集水桝	6基	0.36 m <sup>3</sup>	○	○	2回
融雪槽	1基	46.25 m <sup>3</sup>	—	○	1回

※ 各設備の場所は別紙位置図のとおり

(2) 汚物及び汚泥の処分

上記 6 (1) に掲げた設備内の汚物、汚泥の汲み取り及び処分を行う。

なお、汚物（堆積量：第 1 期・第 2 期ともに 50 単位（1 単位 270 程度を想定）については札幌市クリーンセンターにて処分を行い、汚泥（堆積量：第 1 期約 3 m<sup>3</sup>、第 2 期約 5 m<sup>3</sup>を想定）については、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けたものが、中間処理及び最終処分を行う。

また、汚物、汚泥の汲み取りについては、第 1 期、第 2 期ともに上記 4 に定める作業期間内に行うことし、汚物の処分、産業廃棄物の中間処理及び最終処分については、本業務の履行期間内に完了するものとする。

(3) 屋外排水管の高圧洗浄

屋外排水管 (110m) の高圧洗浄を第 1 期、第 2 期ともに行う。(年 2 回実施)  
範囲は別紙位置図のとおり。

排水管の詰まりや閉塞等が確認された際には、貫通作業を行う。

(4) 屋内配管の薬品洗浄

庁舎内に設置している以下の設備の薬品洗浄を行う。

名称	数量	第 1 期の洗浄	第 2 期の洗浄	年間洗浄回数
シャワーブース	4 か所	○	○	2 回
大便器	32 器	○	○	2 回
小便器	19 器	○	○	2 回
手洗い	29 器	○	○	2 回
S K	6 器	○	○	2 回
給湯室	5 器	○	○	2 回

7 提出物

(1) 契約締結後、速やかに着手届を提出すること。

(2) 汚物の処理が完了した後、し尿浄化槽等汚泥処理伝票を提出すること。

また、産業廃棄物の処理が完了した後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

(3) 第 1 期の作業が終了したときは、速やかに第 1 期分の完了届及び作業報告書（写真添付）を提出すること。また、すべての業務が完了したときに、第 2 期分の完了届及び作業報告書（写真添付）を提出すること。

8 委託料の支払時期及び回数

委託料は第 1 期及び第 2 期の完了届が提出され、完了検査に合格した後、下表の支払内訳表に基づき支払う。なお、1 円未満の端数が生じる場合は、初回に支払うものとする。

【支払内訳書】

時 期	支払比率
第 1 期分	45%
第 2 期分	55%

## 9 再委託等の禁止

- (1) 受託者は、この業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。特に、産業廃棄物収集運搬及び処分については、許可を持った業者に直接委託する必要があるため、再委託をしてはならない。その他については、業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 再委託が必要な場合、受託者はあらかじめ再委託の内容が確認できる書面を委託者に提出し、委託者の承認を得ること。

## 10 個人情報保護及び秘密の保持等

受託者又は受託者の職員は、本契約の履行期間及び履行後において、業務上知り得た一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。

受託者は受託者の職員に対し、前項の秘密の保持について適切な指導管理をしなければならない。

## 11 その他

- (1) 本業務の作業に従事する者は事故の防止に務めるとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務に使用する工具及び消耗品は受託者の負担とする。
- (3) 電気、水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (4) 本業務の履行に当たっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議し、決定する。